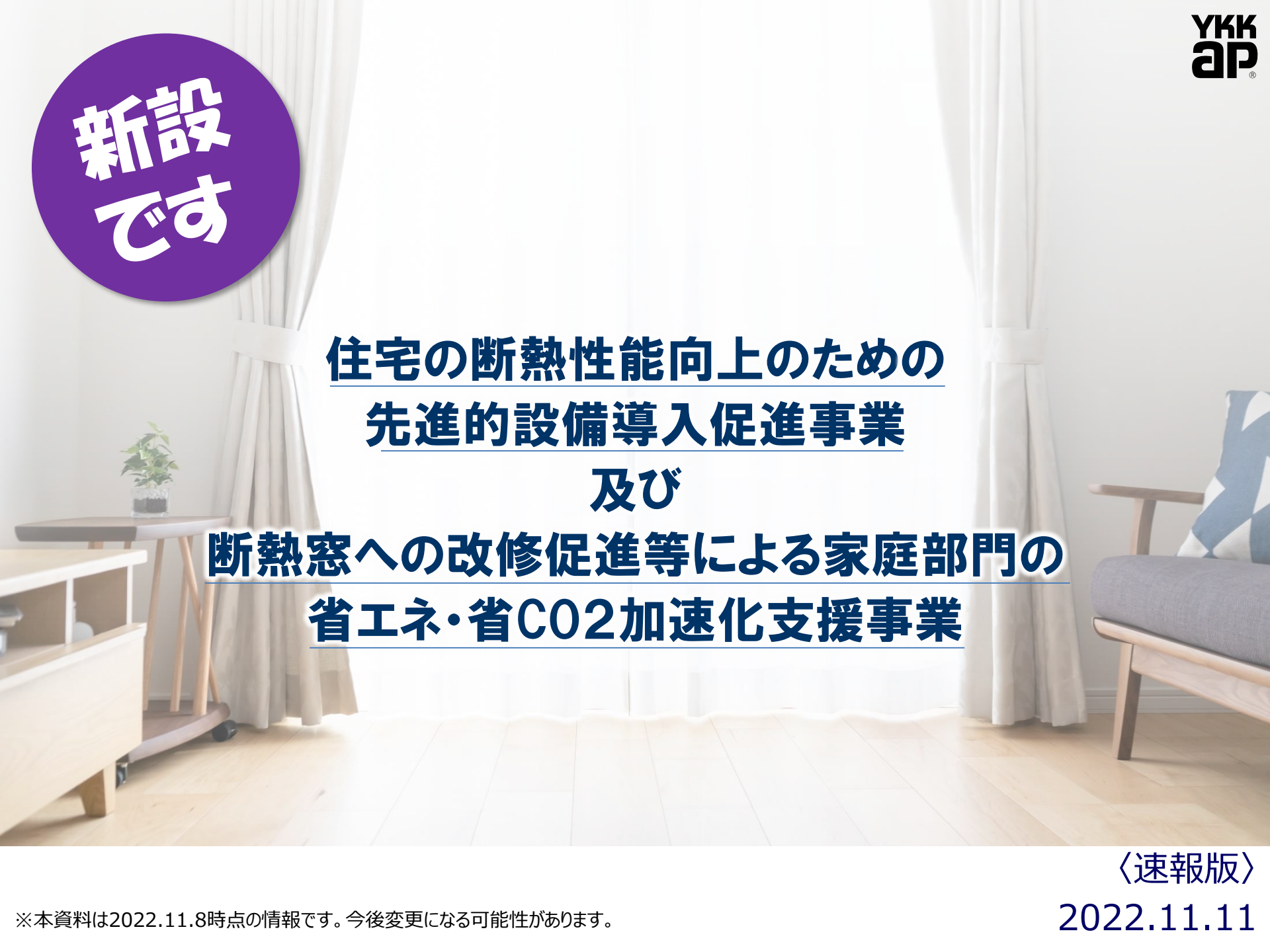




新設
です

住宅の断熱性能向上のための
先進的設備導入促進事業
及び

断熱窓への改修促進等による家庭部門の
省エネ・省CO2加速化支援事業

〈速報版〉

2022.11.11

■ 概要1 全体サマリー

特に重要な点	- 申請はリフォーム工事施工業者(リフォーム事業者)が行う - リフォーム事業者は事業者登録を行うことが条件 - 窓の断熱改修(リフォーム)に特化した事業(新築及びドアリフォームは対象外)
--------	--

補助金取得の要件	タイプ	対象	条件(各タイプ毎で条件のいずれか)	補助額														
	新 築	補助対象外	補助対象外	—														
	リフォーム	所有者が リフォーム 事業者に 発注する リフォーム	○改修後の窓の性能が下表を満たすもの <table><tr><th>Uw値</th><th>ガラス 交換</th><th>内窓 設置</th><th>カバー 工法</th><th>外窓交換 (はつり工法)</th></tr><tr><td>戸建住宅 集合住宅 (3階建以下)</td><td>1.9 以下</td><td>1.9 以下</td><td>1.9 以下</td><td>1.9 以下</td></tr><tr><td>集合住宅 (4階建以上)</td><td>1.9 以下</td><td>1.9 以下</td><td>2.3 以下</td><td>1.9 以下</td></tr></table> 補助額5万円未満は申請不可。	Uw値	ガラス 交換	内窓 設置	カバー 工法	外窓交換 (はつり工法)	戸建住宅 集合住宅 (3階建以下)	1.9 以下	1.9 以下	1.9 以下	1.9 以下	集合住宅 (4階建以上)	1.9 以下	1.9 以下	2.3 以下	1.9 以下
Uw値	ガラス 交換	内窓 設置	カバー 工法	外窓交換 (はつり工法)														
戸建住宅 集合住宅 (3階建以下)	1.9 以下	1.9 以下	1.9 以下	1.9 以下														
集合住宅 (4階建以上)	1.9 以下	1.9 以下	2.3 以下	1.9 以下														

期間(予定)	- 契 約 :R4年11月8日からR5年12月31日 - 事業者登録 :R5年1月中旬からR5年11月30日 - 予約申請期間 :R5年3月下旬からR5年11月30日 - 交付申請期間 :R5年3月下旬からR5年12月31日
--------	--

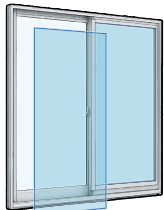
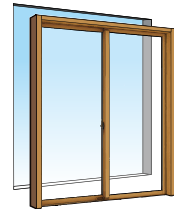
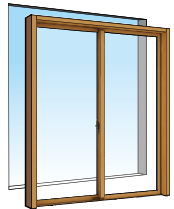
■ 概要2 各種期限について

	R4年 11月	R4年 12月	R5 1月	2月	3月	...	11月	R5 12月	...	R6 7月
事業者登録※			R5年1月中旬～遅くともR5年11月30日(予定) (登録事業者の公開は随時)							
契約	R4年11月8日～R5年12月31日までに工事請負契約をおこなったもの (令和4年度補正予算案閣議決定日)									
着工			事業者登録後～R5年12月31日(予定) ※R5年12月31日までに工事が完成すること							
予約申請期間※						R5年3月下旬～遅くともR5年11月30日(予定)				
交付申請期間※ (全工事完了後)						R5年3月下旬～遅くともR5年12月31日(予定)				
対象製品の公募 ※		R4年12月中旬～遅くともR5年11月30日(予定)								

※: 予算執行状況により早まる場合有

対象となる「窓改修」の種類と必要性能

窓の断熱改修(ドアは対象外)

工事の 種類		〈ガラス交換〉 既存窓を利用し ガラスを交換 	〈内窓設置〉 既存窓の内側に 新たな窓を新設 	〈カバー工法〉 既存窓枠を残して 新たな窓で覆う 	〈外窓交換〉 (はつり工法) 既存窓を取り除き 新たな窓に交換 
必要性能	戸建 低層集合住宅 (3階建以下)	Uw1.9以下	Uw1.9以下	Uw1.9以下	Uw1.9以下
	中高層 集合住宅 (4階建以上)	Uw1.9以下	Uw1.9以下	Uw2.3以下	Uw1.9以下

注意：地域に関係なく、上記性能が必要

補助額

合補助額の合計が5万円/戸未満の場合は申請不可

【 戸建住宅・低層集合住宅 】

※下表に示す補助額に、施工箇所数を乗じて算出した補助額

※1 ガラス交換は箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出

グレード	熱貫流率	大きさ区分	ガラス交換 ※1		内窓設置		カバー工法・外窓交換(はつり)	
			面積	1枚あたりの補助額	面積	1箇所あたりの補助額	面積	1箇所あたりの補助額
SS	Uw 1.1 以下	大	1.4㎡以上	48,000円	2.8㎡以上	124,000円	2.8㎡以上	183,000円
		中	0.8㎡以上1.4㎡未満	30,000円	1.6㎡以上2.8㎡未満	84,000円	1.6㎡以上2.8㎡未満	136,000円
		小	0.8㎡未満	8,000円	1.6㎡未満	53,000円	1.6㎡未満	91,000円
S	Uw 1.5 以下	大	1.4㎡以上	32,000円	2.8㎡以上	84,000円	2.8㎡以上	124,000円
		中	0.8㎡以上1.4㎡未満	21,000円	1.6㎡以上2.8㎡未満	57,000円	1.6㎡以上2.8㎡未満	92,000円
		小	0.8㎡未満	5,000円	1.6㎡未満	36,000円	1.6㎡未満	62,000円
A	Uw 1.9 以下	大	1.4㎡以上	26,000円	2.8㎡以上	69,000円	2.8㎡以上	102,000円
		中	0.8㎡以上1.4㎡未満	17,000円	1.6㎡以上2.8㎡未満	47,000円	1.6㎡以上2.8㎡未満	76,000円
		小	0.8㎡未満	4,000円	1.6㎡未満	30,000円	1.6㎡未満	51,000円

補助額

合補助額の合計が5万円/戸未満の場合は申請不可

【 中高層集合住宅 】

※下表に示す補助額に、施工箇所数を乗じて算出した補助額

※1 ガラス交換は箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出

グレード	熱貫流率	大きさ区分	ガラス交換 ※1		内窓設置		カバー工法・外窓交換(はつり)	
			面積	1枚あたりの補助額	面積	1箇所あたりの補助額	面積	1箇所あたりの補助額
SS	Uw 1.1 以下	大	1.4㎡以上	48,000円	2.8㎡以上	124,000円	2.8㎡以上	221,000円
		中	0.8㎡以上1.4㎡未満	30,000円	1.6㎡以上2.8㎡未満	84,000円	1.6㎡以上2.8㎡未満	151,000円
		小	0.8㎡未満	8,000円	1.6㎡未満	53,000円	1.6㎡未満	93,000円
S	Uw 1.5 以下	大	1.4㎡以上	32,000円	2.8㎡以上	84,000円	2.8㎡以上	150,000円
		中	0.8㎡以上1.4㎡未満	21,000円	1.6㎡以上2.8㎡未満	57,000円	1.6㎡以上2.8㎡未満	102,000円
		小	0.8㎡未満	5,000円	1.6㎡未満	36,000円	1.6㎡未満	63,000円
A	Uw 1.9 以下	大	1.4㎡以上	26,000円	2.8㎡以上	69,000円	2.8㎡以上	123,000円
		中	0.8㎡以上1.4㎡未満	17,000円	1.6㎡以上2.8㎡未満	47,000円	1.6㎡以上2.8㎡未満	84,000円
		小	0.8㎡未満	4,000円	1.6㎡未満	30,000円	1.6㎡未満	52,000円
B	Uw 2.3 以下	大	—	—	—	—	2.8㎡以上	検討中
		中	—	—	—	—	1.6㎡以上2.8㎡未満	検討中
		小	—	—	—	—	1.6㎡未満	検討中

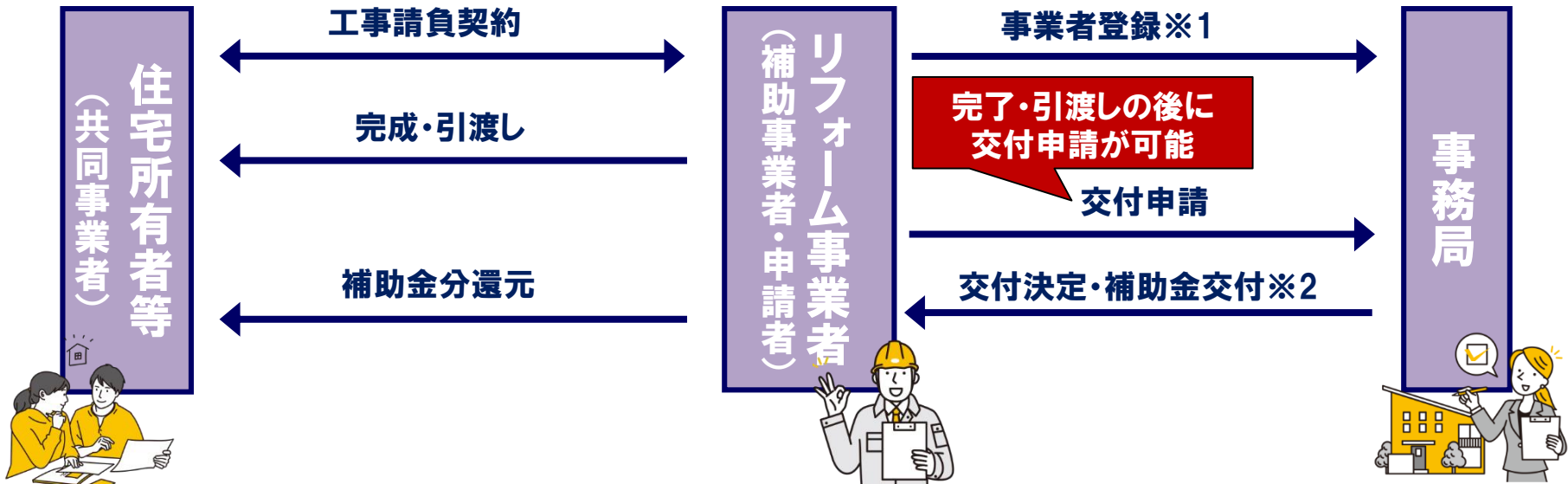
注意：Bグレードはカバー工法のみ。外窓交換（はつり）は対象外。

事業の全体像 / 申請フロー

※重要

- ・補助事業者となるのはリフォーム事業者。
（住宅所有者等からの発注を受けて補助事業者となる）
- ・補助金の申請、交付を受けるのはリフォーム事業者。
- ・交付された補助金は住宅取得者に還元される必要がある。
申請にあたっては還元方法について、予め両方で同意が必要。
- ・リフォーム事業者は「事業者登録」が必要。

<申請フロー図>



※1: 事業者登録の時点で対象住宅の特定は不要。事業者登録後に対象住宅の着工が可能となる。
契約は事業者登録の前でも可。

事業者登録

<期間>

令和5年1月中旬～遅くとも令和5年11月30日(予定)

※登録は事業者単位(1事業者(法人又は個人事業主))で複数登録は不可



<事業者登録時に必要な主な事項>

事業 タイプ	リフォーム
事業者 情報	法人の場合: 法人名称・法人番号 / (必要書類) 法人登記の登記事項証明書・法人の印鑑証明 個人の場合: 屋号、個人事業主の氏名 / (必要書類) 事業主の印鑑証明
事業 内容	・実施予定のリフォーム事業の内容 ・受注可能エリア(都道府県を選択)
免許等	建設業許可 / 住宅リフォーム事業者団体登録(許可業者 / 登録団体の構成員の場合)

※登録した事業者のうち希望される方については、事務局のホームページ上で情報が公開される予定

**重要: R3年度補正予算に基づく「こどもみらい住宅支援事業」にて事業者登録を
されている場合、所定の手続きにて、本事業へ事業者登録の移行が可能。**

交付申請時期 / 申請者 / 共同実施規約 / 予約申請

○交付申請時期:すべての工事の完了後

○申請者:リフォーム工事施工業者(工事請負業者)

※対象工事を複数の事業者が発注(分離発注)する事業は、1事業者(代表事業者)がすべての手続きと補助金の受領を代表して行う場合に限り、申請を行うことができます。

○共同実施規約について

原則、工事請負契約時に、補助事業者と共同事業者間で補助事業の実施や補助金の受取に関する規約を締結し、交付申請時に提出が必要。

- ※規約の主な内容
- ①必要な証明書類の提出など、協力して補助事業を実施すること。
 - ②補助金の受取方法(工事代金に充当又は補助事業者が一旦受領して住宅事業者等に引渡し)。
 - ③補助事業実施上の遵守事項を遵守すること。

○予約申請について(任意)

以下の期間では工事着工後に補助金の予約申請が可能。

⇒ 予約によって補助金が一定期間確保されます。

期間:令和5年3月下旬～遅くとも令和5年11月30日(予定)

※ 予約提出後3ヶ月以内に交付申請が無かった場合、その予約は取り消されます。

※ 予約の完了はあくまでも着工から交付申請までの期間に予算の確保をするためだけのものであり、交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金交付は確定されません。

代表的な他の補助金との併用

- ・原則、本制度と補助対象が重複する**国の他の補助制度との併用は不可。**
- ・尚、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き併用可能。

	代表的な補助制度	併用可否
リフォーム	こどもみらい住宅支援事業（リフォーム支援に限る）	△※1
	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び 集合住宅の省CO ₂ 化促進事業	△※1
	次世代省エネ建材支援事業	△※1
	既存住宅における断熱リフォーム支援事業	△※1
	住宅エコリフォーム推進事業（補助金）	△※2
	住宅・建築物省エネ改修推進事業（交付金）	△※2
	「こどもエコすまい支援事業」（国土交通省）、 「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」 （経済産業省）	△※3

・住宅（外構含む）のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用不可。ただし、本制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約が別である場合については、併用可。

※1：請負工事契約が別である場合は併用可 ※2：請負工事契約が別、かつ工期が別である場合は併用可 ※3：補助対象が重複しない場合は併用可

<最後に>

本資料は2022/11/8時点の情報を要約したものです。

詳しくは『経済産業省』『環境省』ホームページをご確認ください。

住宅の断熱性能向上 事業

検索



変更日	変更内容
R4.11.11	速報版公開